

○水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八條第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第二八・一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム（かせいカリ）（第三條第一項において単に「水酸化カリウム」という。）</p> <p>二 大韓民國又は中華人民共和國（香港地域及びマカオ地域を除く。次條において「中国」という。）</p> <p>三 平成二十八年八月九日から令和八年八月十二日までの期間</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>（税率）</p> <p>第二條 (省 略)</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三條 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八條第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第二八・一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム（かせいカリ）（第三條第一項において単に「水酸化カリウム」という。）</p> <p>二 大韓民國又は中華人民共和國（香港地域及びマカオ地域を除く。次條において「中国」という。）</p> <p>三 平成二十八年八月九日から平成三十三年八月八日までの期間</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>（税率）</p> <p>第二條 同 上</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三條 同 上</p> <p>2 同 上</p>

(関税法の適用)

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用があつては、当該特別の規定による税率とする。)による関税については、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。

(還付の計算期間等)  
第五条 (省略)

(関税法の適用)

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用があつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。)による関税については、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二章の規定を適用する。

(還付の計算期間等)  
第五条 同上